

# 苫小牧工業高等専門学校総務委員会規程

規則第108号

制 定 平成27年3月10日

一部改正 平成28年1月26日

(設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の総務に関する事項を審議するため、総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 将来計画に関する事項
- 二 広報活動に関する事項
- 三 ホームページの管理に関する事項
- 四 外国の機関との学術交流及び学生交流に関する事項
- 五 自己点検及び評価に関する事項
- 六 施設の整備計画及び環境整備に関すること
- 七 防災計画及び防災訓練の企画立案に関すること
- 八 その他総務に関する事項

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務主事）
- 二 総務主事補
- 三 事務部長
- 四 総務課長
- 五 学生課長
- 六 その他校長が指名した者

(任期)

**第4条** 前条第六号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第5条** 委員会に委員長を置き、副校長（総務主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

**第6条** 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

**第8条** 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 4 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。
- 5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(報告)

**第9条** 委員長は、委員会の審議の結果を校長に報告する。

(委員会の事務)

**第10条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校企画広報委員会規程（昭和44年11月25日施行）及び苫小牧工業高等専門学校点検評価委員会規程（平成18年4月1日施行）は廃止する。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。